



自然共生サイト認定事務について

自然共生部長 田村 努

令和7年5月27日

環境再生保全機構（ERCA）とは



目的

公害による健康被害の補償及び予防、民間団体が行う環境保全に関する活動の支援、ポリ塩化ビフェニル（以下「PCB」）廃棄物の円滑な処理の支援、最終処分場の維持管理積立金の管理、石綿による健康被害の救済、環境保全に関する研究及び技術開発の支援、熱中症対策に関する情報整理、地域生物多様性増進活動の促進に係る環境行政事務の一部を担い、環境保全を図ることに貢献する。

経営理念

環境分野の政策実施機関として良好な環境の創出と保全に努めるとともに、地球規模で対策が必要となる環境問題に対し、ERCAがこれまで蓄積し、有する能力や知見を活用して、国内外の様々なニーズに応えることにより、環境施策の一翼を担う組織となることを目指す。

- 良質なサービスを提供し、機構と関わりのある組織や人々との良好な信頼関係の構築を目指す。
- 公共性の見地から業務遂行の透明性を確保するとともに、組織と業務の効率的運営に努める。
- 関係法令、規程等を厳正に遵守するとともに、常に環境に配慮しつつ業務を遂行し、社会の範となるように努める。
- 職員の業績や能力を適正に評価し、環境施策のエキスパートの育成を図り、活気のある職場の構築を目指す。

主な業務内容

1. 公害健康被害の補償等に関する法律に基づく、公害健康被害の補償
2. 同法に基づく、公害健康被害の予防
3. 民間団体が実施する環境保全活動への支援及びこれら活動の振興促進
4. PCB廃棄物処理への助成
5. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく、最終処分場の維持管理積立金の管理
6. 石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく、認定、救済給付、特別拠出金の徴収
7. 環境保全に関する研究及び技術開発への支援
8. 関係情報の整理・分析・提供等による熱中症対策の推進
9. 地域生物多様性増進活動実施計画の認定、同増進活動の推進

設	立：2004年4月1日
場	所：神奈川県川崎市
役職員数：	175人

ERCAが関わる理由



概 況

「**ネイチャーポジティブ（自然再興）の実現**」に向け、企業等による地域における生物多様性の増進のための活動を促進するため、主務大臣（環境大臣、国交大臣、農林大臣）による基本方針の策定、当該活動に係る計画の認定制度の創設と、認定を受けた活動に係る手続のワンストップ化・規制の特例等の措置等を講ずる旨が規定された『地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律』が令和6年4月に制定された。同法において、当該取組の円滑化、効率化、適正化する体制を確保するため、**認定事務をERCAにアウトソーシングする旨が規定**された。

○ 地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律（抜粋）；令和7年4月1日施行

（認定等に関する事務）

第14条 主務大臣は、第9条第1項及び第11条第1項の認定※並びに第10条第1項及び第12条第1項又は第10条第2項及び第12条第2項の規定による変更の認定※※又は届出※※※に関する事務（申請の受付、申請に係る地域生物多様性増進活動又は連携地域生物多様性増進活動の区域の状況及び実施体制の確認その他これらに準ずるものとして主務省令で定めるものに限る。）を**独立行政法人環境再生保全機構**に行わせるものとする。

※ 増進活実施計画・連携増進活動実施計画の認定

※※ 増進活実施計画・連携増進活動実施計画の変更認定

※※※ 増進活実施計画、連携増進活動実施計画の軽微な変更の届出

○ 独立行政法人環境再生保全機構法（抜粋）；令和7年4月1日施行

（業務の範囲）

第10条

13 地域生物多様性増進活動（地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律第2条第3項に規定する地域生物多様性増進活動をいう。）の促進に必要な情報の収集、整理、分析及び提供並びに**同法第14条に規定する事務を行う**こと。

ERCAのあゆみ



		環境保健対策		研究技術開発	自然共生	環境パートナーシップ	廃棄物対策	
1960年代						1965 (S40)	公害防止事業団	
1970年代	1971 環境庁発足	1974 (S49) 公害健康被害補償協会						
1980年代		1988 新規認定終了	1988 予防事業開始			1992 (H4)	環境事業団 (改組)	
1990年代						1993 地球環境基金		1998 維持管理積立金
2000年代	2001 環境省発足	2004 (H16) 環境再生保全機構 (川崎へ移転)						
2010年代				2006 石綿健康被害救済	2016 環境研究総合推進費			
2020年代			2022~2023 熱中症モデル事業支援 2024 法定業務化		2022 SIP-FS 2023~27 SIPプラスチック循環	2024 地域生物多様性増進法成立	2024~ 地域循環共生圏事業落札	

2024.4 熱中症対策部 (2課8人) 設置
2025.4 1名増員の予算獲得 (計 2課9人)

2025.4 自然共生部 (2課12人) 設置

令和5年度から、SIP (サーキュラーエコノミーシステム構築) 開始

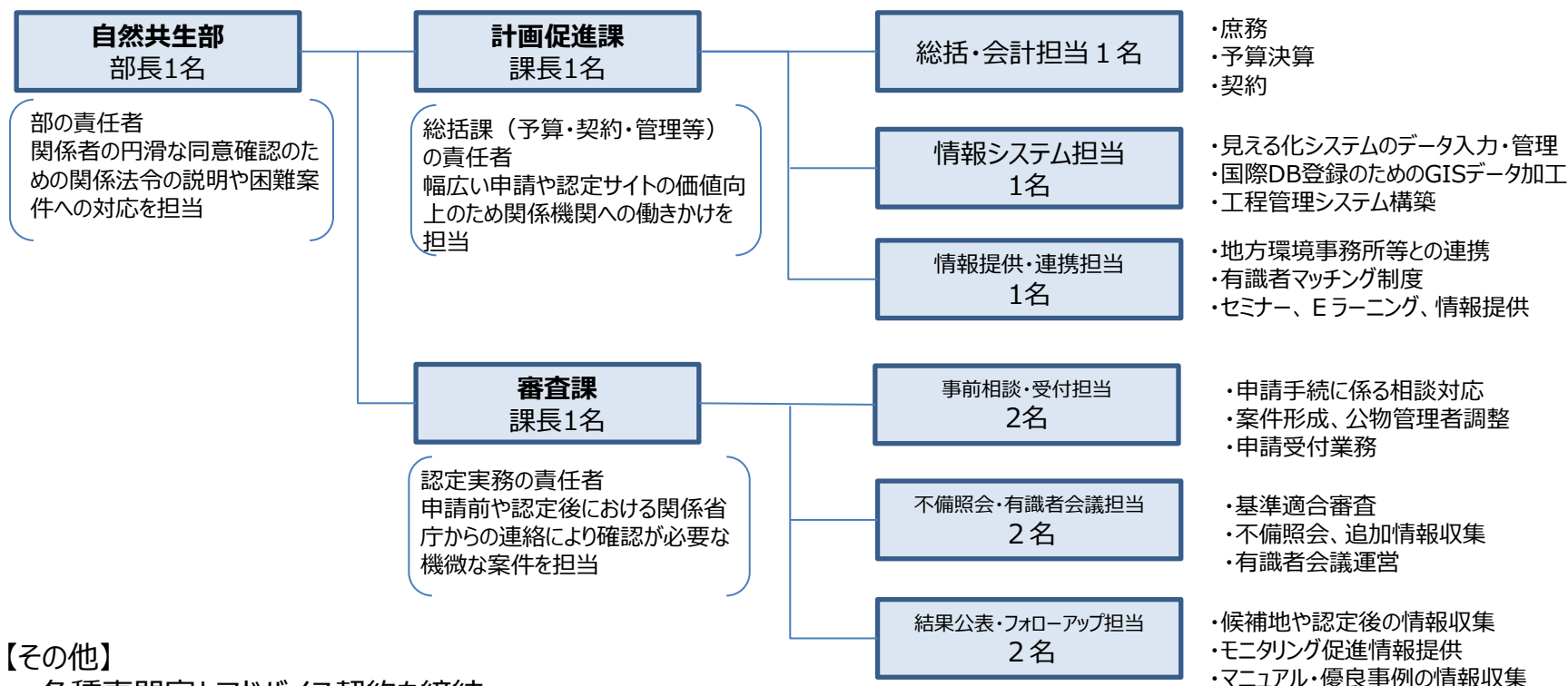
令和6年度から、**熱中症対策**を法定業務化

令和7年度から、**生物多様性増進活動の促進**を法定業務化

自然共生部の体制



- ・ **認定事務を安定的、効率的に実施**するため、自然共生部（2課12名体制）を新たに設置
- ・ **申請を常時受け付ける体制**を整備。実績を重ねながら、**申請者の利便性の向上を図っていく**方針
- ・ **計画促進課**は、庶務会計等の管理業務のほか、**認定サイトの可視化や申請促進の情報提供等**を実施
- ・ **審査課**は、**専門分野を持つ職員を配置**し、きめ細やかな申請内容の調整・審査を行い、迅速に処理



【その他】

- ・各種専門家とアドバイス契約を締結
- ・有識者23名からなる認定審査委員会を設置

認定審査のスケジュール



第1回認定 スケジュール

※：4月下旬

申請準備～申請

事前相談対応
ウェブサイト問合せフォームより

申請受付

申請書チェック
基準を満たした内容なら受領

4～5月

予備審査

審査調書の作成
各省に情報共有

認定審査委員会

認定等に関する意見伺い

書面：6月
会議：7月下旬

省庁審査

主務省で審査・決裁

9～10月

認定

主務大臣連名で認定

ERCA

主務省

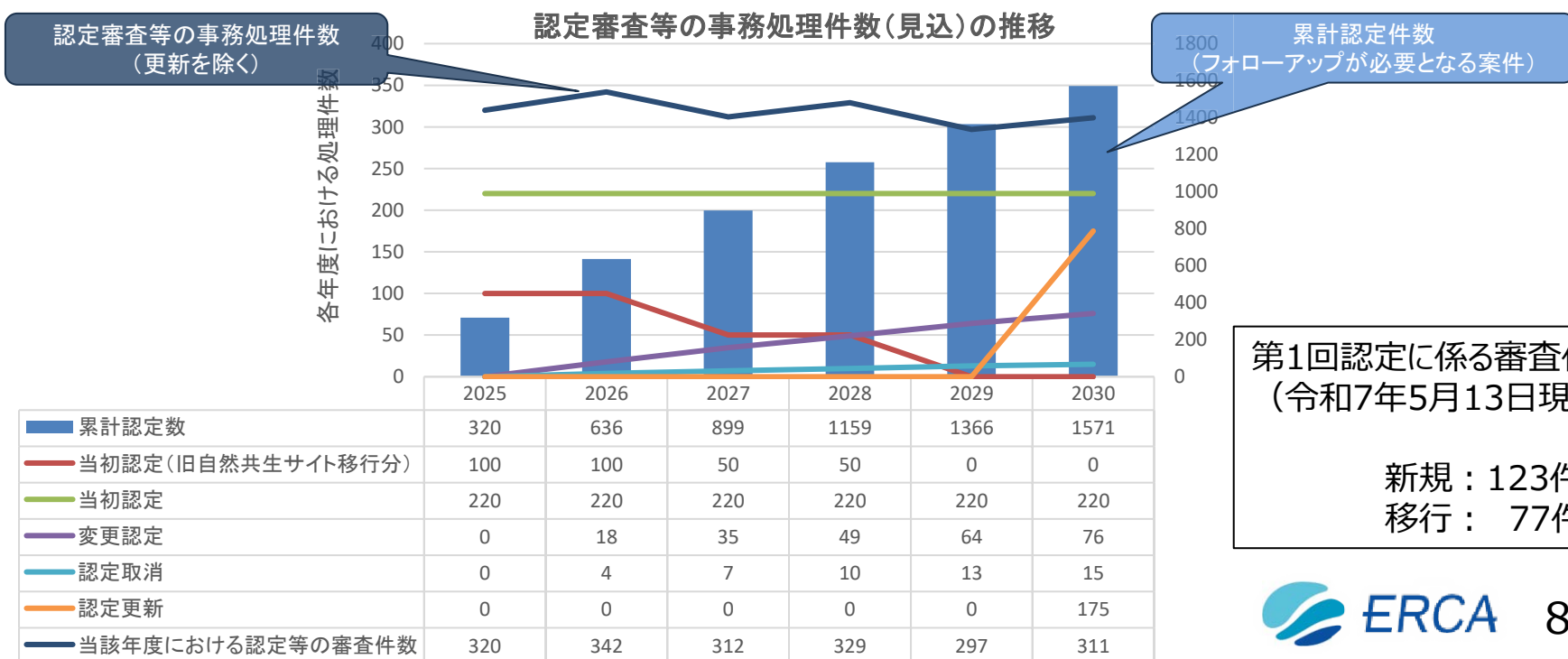
- ・環境省
- ・国交省
- ・農水省

6
～
7
か
月

認定審査件数の見込み



- 令和7年度は、新規220件及び現行サイトからの移行100件を合わせ、**合計320件を認定する見込**
- 令和8年度以降も、企業等のネイチャーポジティブへの取組が加速していくことが見込まれ、令和7年度と同数程度の認定申請がされていくものと想定
- また、変更認定、認定更新等の手続も生じていくため、**各年度の事務処理数は300件以上が継続していくものと想定**
- 将来、認定されるサイト数は1,500件以上と想定。管理業務の一環として、これら**認定サイトの増進活動をフォローアップする事務**も発生していく見込



申請にあたってのポイント



1. 土地所有者・公物管理者の同意が必要

- ◆実施区域のすべての土地所有者からの同意が必要
- ◆実施区域が公物管理区域と重複する場合、隣接する場合は、公物管理者の確認又は同意が必要

2. 生物多様性の価値があることを示す

- ◆生物多様性の価値を示すためには、実施区域で確認された**動植物種（植物、昆虫、鳥類、哺乳類等）の調査結果（概ね5年以内）が必要**
 - ＞科学的根拠が必要
- ◆**外来種、園芸種が大半**の場合は、生物多様性の価値としては認められない
 - ＞単に、色々な動植物が生息・生育している状態ではなく、日本ならではの生物相が展開している状態が求められる
- ◆生物多様性の価値※は**1～9のうち1つ認められれば、認定される**
 - ※価値1：生物多様性保全上の重要性が既に認められていること、価値2：原生的な自然生態系が存在すること、価値3：二次的な自然環境に特徴的な生態系が存在すること、
 - 価値4：生態系サービスを提供しつつ、在来種を中心とした多様な動植物種からなる健全な生態系が存在すること、
 - 価値5：地域の伝統文化のために活用されている自然資源を供給していること、価値6：希少な動植物種が生息・生育している（可能性が高い）こと、
 - 価値7：生態に特殊な種が生息・生育している（可能性が高い）こと、価値8：越冬、休息、繁殖、採餌、移動（渡り）などの動物の生活史にとって重要であること、
 - 価値9：緩衝機能や連続性・連結性を高める機能を有すること

3. 回復・創出タイプに認定されるには

- ◆土地利用の変遷を踏まえ、生物多様性が豊かであった時期の状況を目標とするケース、地域に特有の動植物種に着目した目標を設定するケースが考えられる。

ERCAの今後の取組



1. 着実かつ迅速な認定事務の処理

- ◆有識者、主務省とのコミュニケーションの円滑化
 - ・認定審査委員会の適正な頻度の開催運営
 - ・地方支分部局も含めた主務省との密な情報共有
- ◆申請者の負担軽減（求められる情報量の多さ、専門性の軽減）
 - ・自然情報収集における有識者とのマッチング
 - ・きめ細やかな事務サービスの実施（事前相談対応、GISデータの作成支援等）

2. OECM登録への貢献

- ◆白地地域での掘りおこし
 - ・地方支分部局、地方自治体等と協力し、白地地域の増進活動に関する情報収集
 - ・当該活動者のサイト認定に係る理解向上
 - ・地域における増進活動を普及するための研修・企画等（モニタリング手法等）の実施
- ◆サイト認定メリットの実態化
 - ・増進活動の地域における課題解決や経済振興効果への支援（価値の利活用化）
 - ・サイト認定による地域の認知度向上への支援（地域広報のバックアップ）
- ◆認定サイト情報の管理と活用
 - ・生物多様性の維持、回復、創出技術の蓄積・整理、分析による提案
 - ・サイト管理の支援（定期的な状態確認、アドバイザーマッチング等）